

令和7・8年度沼田市学校給食用物資納入業者登録申請要領

令和7・8年度に物資納入業者として登録を希望する方は、次により関係書類を提出してください。

1 受付期限

令和7年1月31日（金） ※土日祝日は除く

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

2 登録有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

3 提出先

沼田市学校給食センター

〒378-0323 沼田市利根町大原1512-1

4 登録業者資格基準

次に掲げる基準を全て満たしていること。

なお、物資納入業者として登録された後において、この基準に該当しないと認められたときは、登録を取り消すことがあります。

- (1) 学校給食の趣旨をよく理解し、文部科学省の定める学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食の運営に積極的に協力する者。
- (2) 学校給食に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造・加工・保管能力並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有し、不測の事態において誠実かつ迅速に対応できること。
- (3) 納品する物資の、生産及び加工等の状況を熟知し、学校給食センターの調査・照会に速やかに回答できる者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されていないもの。
- (6) 自己又は自社の役員等が、沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者。
- (7) 申請業者（個人営業も含む）が属する市町村税の滞納がない者。
- (8) 営業所が市内又は配送が可能な県内にあること。ただし教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

5 提出書類等

- (1) 沼田市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 食品衛生法の許可届出証明書の写し
・営業に関し、営業許可等を受けることとされている場合には、営業許可書等写しを提出してください。

- (4) 食品衛生監視票の写し
 - ・食品の製造加工に係る場合に提出してください。申請日から遡って**1年以内のもの**。
- (5) 現在事項証明書（法人の場合）
 - ・本店所在地の所轄法務局が発行したもの。
 - ・申請日から遡って**3箇月以内に発行されたもの**。
- (6) 身分証明書（個人営業の場合）
 - ・本籍地の市町村長が発行したもの。
 - ・申請日から遡って**3箇月以内に発行されたもの**。
- (7) 納税証明書又は完納証明書
 - ・申請日から遡って**3箇月以内に発行されたもの**。

※市内業者(個人営業も含む)については市税の未納がない証明。市外業者(個人営業も含む)については申請業者(個人営業も含む)が属する市町村での市町村税の未納がない証明。

6 提出後の変更

登録申請後、登録申請内容に変更を生じた時には、速やかに学校給食センターに報告してください。なお、4に記載する基準に該当しないと認められたときは、登録を取り消すことがあります。

7 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に不備がある場合は、受理できませんのでご注意ください。
- (2) 記載事項の訂正箇所は、2本線で取り消し訂正印を押し、修正液は使用しないでください。
- (3) 各証明書は、写しの提出も可能です。

8 審査結果について

登録業者決定手続申請書類等に基づいて審査した後、申請者に審査結果の通知をします。

9 追加登録申請

受付期限を過ぎてからの追加登録申請を随時受け付けます。審査した後、申請者に審査結果の通知をします。その場合の有効期限は令和9年3月31日までです。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途指示します。

沼田市教育委員会 学校給食センター

〒378-0323 沼田市利根町大原1512-1

TEL (0278)25-3762 FAX (0278)25-3763